

議案第 37 号

伊賀市職員定数条例の一部改正について

伊賀市職員定数条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 27 年 3 月 3 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市職員定数条例の一部を改正する条例

伊賀市職員定数条例（平成 16 年伊賀市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「教育長、市町村立学校職員給与負担法」を「市町村立学校職員給与負担法」に、「職員並びに」を「職員及び」に改める。

第 2 条第 1 項第 1 号ア中「215 人」を「230 人」に改め、同号イ中「734 人」を「702 人」に改め、同項第 3 号中「128 人」を「114 人」に改め、同項第 7 号中「52 人」を「41 人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項の場合においては、この条例による改正後の伊賀市職員定数条例第 1 条の規定は適用せず、この条例による改正前の伊賀市職員定数条例第 1 条の規定は、なおその効力を有する。